耐震性が特に十分でない塀 の除去への助成

~耐震性が特に十分でない塀の安全化に向けて、 部分除去を対象に追加し、助成金額を拡充しました!~

■対象の塀 下記(1)~(2)のすべてに該当すること

【耐震性が特に十分でない塀】 ※更地化や建替えを行わないものに限ります

- (1) 一般の交通の用に供する道に沿って設けられている、ブロック塀等
- (2)区が調査した結果、以下のいずれかに該当すること
 - ①高さが 2.2m 以上であること
 - ②高さが 2m 以上で厚みが 15cm 未満であること
 - ③高さが 1.5m 以上の石積み塀
 - ④その他、擁壁上部の塀や、劣化損傷の著しい塀等

※詳しい条件は建築調整課O3-5273-3107にお問合せください



■対象者

【個人または法人の場合】所有者、所有者の承諾を得た者

※複数の所有者がブロック塀等を共有している場合は、共有者全員の同意を 得た者

【区分所有者の場合】管理組合の総会決議を得るか、共有持分の過半の承諾を得ている者

■要件 下記(1)~(2)のすべてに該当すること

【耐震性が特に十分でない塀】

- (1) 敷地内の助成対象となる塀(道路突出部分、特に危険と認められる門柱含む。土留め機能 を有する部分を除く。)を全て、または下記のいずれかの部分除去を行うこと。
 - 耐震性が特に十分でない塀のうち道側から高さ 60cm を超える部分を除去するもの
 - ・ 敷地が 2 つ以上の道に面する場合、耐震性が特に十分でない塀のみ除去するもの
 - 構造が異なるブロック塀等がある場合、耐震性が特に十分でない塀のみ除去するもの
- (2) 道に沿って新たにブロック塀等を設ける場合は、「建築基準法関連法令」を遵守(道路突出の是正等) し、かつ道側からの高さを 60cm 以下(土留め・基礎等含む) とすること

《助成金の額》 助成金の額は下記の区分に従い算出します。

- ※助成対象工事費は、「実際に工事に要する費用(消費税除く)」または 「助成対象となる耐震性が特に十分でない塀」の除去面積(㎡)×1㎡当たりの単価で算出した額」の 低い方とします。
- ※足場加算は、塀を撤去するにあたり足場を設置する場合に限ります。
- ※部分除去で残った塀の除去の申請は複数回可能です。

塀の	1 ㎡当たりの単価			助成金の額
種類	1111 <u>2</u> 72 9 3 4 10			2317/112/3/13/
耐震性	全て	除去面積		助成対象工事費
が特に	除去	が 10 ㎡	_	(上限額26万円)
十分で		以下		+足場加算 2,500 円/㎡×架面積 (㎡)
ない塀		除去面積	26,000円	助成対象工事費
		が 10 m	(耐震性が特に十分でない塀以外の部分	+足場加算 2,500 円/㎡×架面積(㎡)
		超え	は万年塀 6,000円、他の塀 12,000円)	(上限額 100 万円)
	部分	除去面積		助成対象工事費×1/2
	除去	が 10 ㎡	_	(上限額 13 万円)
		以下		+足場加算 2,500 円/㎡×架面積(㎡)
		除去面積	26,000円	助成対象工事費 ×1/2
		が 10 m	(耐震性が特に十分でない塀以外の部分	+足場加算 2,500 円/㎡×架面積(㎡)
		超え	は万年塀 6,000円、他の塀 12,000円)	(上限額50万円)

計算例:●除去の塀:耐震性が特に十分でない塀-5㎡(部分除去)、その他の塀(万年塀)-10㎡(全て除去)

●足場設置:有り (架面積 10 ㎡)

〈助成金の算定〉 除去面積=5+10=15 ㎡

助成対象工事費 5 ㎡×26,000 円/㎡+10 ㎡×6,000 円/㎡=190,000 円…①

実際の工事費(税抜) 300,000円…2

①と②比べて低い方 ①190,000円

助成金の額 助成対象工事費×1/2+足場加算 2,500 円/㎡×10 ㎡

=190,000×1/2+25,000

=120.000円 <上限50万円

【お問い合わせ先】新宿区都市計画部防災都市づくり課

電話:03-5273-3829/FAX:03-3209-9227



アドバイザー派遣を開始します!

「耐震性が特に十分でない塀」を対象に、

区から専門家(建築士)を派遣し、改善に向けた参考図やおおよその見積の作成等を含めた技術的なご相談に応じます

【お問い合わせ先】

新宿区都市計画部建築調整課 電話 03-5273-3107/FAX 03-3209-9227

